

消費税のインボイス制度に関する説明会のお知らせ

☎ 須賀川税務署 法人課税部門
☎ 0248-75-2419 (直通)

須賀川税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を事前予約制で開催します。

- 日時
①消費税の課税事業者向け
10月27日(木)、11月17日(木)、12月22日(木)
各日10時から
- ②消費税の免税事業者向け
①と同日程で各日14時から
※定員は各回10名です。
- 会場
須賀川税務署 (須賀川市東町135-1)

令和4年度鏡石町総合体育大会 ボウリング大会の参加者募集

☎ 町体育協会事務局 ☎ 62-7636

- 日時 11月24日(木) 14時～
- 場所 ベガボウル郡山店
- 参加資格 町内在住者
- 参加費 3ゲーム代 1,200円
- 申込先 鳥見山陸上競技場内 体育協会事務局
- 申込期限 11月3日(木)



国の教育ローンのお知らせ

☎ 日本政策金融公庫教育ローンコールセンター
☎ 0570-008-656

日本政策金融公庫では、家庭の経済的負担の軽減などを目的として、高校・短大・大学・各種学校などに入学または在学する子どもの保護者を対象とした公的融資制度「国の教育ローン」を取り扱っています。

入学金や授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃などに利用できます。

- 融資額
子ども1人につき350万円以内
- 金利
年1.80% ※母子家庭の方などは年1.40%
(令和4年5月2日現在)
- 返済期間
18年以内

結婚新生活支援事業について

☎ 総務課 ☎ 62-2117

町では結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減し、地域における少子化対策の強化を目的とし、新婚世帯の居住等に係る費用を補助します。

- 補助額 上限30万円
- 補助対象
令和4年1月1日～令和5年3月31日までに婚姻届を提出、受理され次の要件を満たす夫婦
- ①申請時に夫婦の双方または一方は町内に住民登録していること
- ②令和3年度の夫婦合算の所得が400万円未満であること
※申請時無職の場合は所得無として計算します。
- ③婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- ④夫婦ともに町税等の滞納がないこと
- ⑤他の公的制度に基づく家賃補助等を受けていないこと
- ⑥過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと
- 支給対象
- ①婚姻を機に新たに住宅を取得した費用、リフォーム費用、住宅新貸借費用等
- ②婚姻に伴う引越費用(業者への支払いにかかった経費)

統計調査員を募集しています

☎ 鏡石町統計調査員協議会
(事務局：町総務課) ☎ 62-2111

鏡石町統計調査員協議会では、統計に関して理解と熱意を持って、国が実施する統計調査の業務に従事して下さる方を広く募集しています。

統計調査員は、国勢調査や経済センサス、工業統計調査など、各種統計調査が実施されるごとに、国または県から統計調査員として任命され、調査票の配布や回収、回収した調査票の点検、整理などの業務に従事していただくこととなります。調査業務終了後は内容に応じて調査員報酬が支払われます。

町の統計調査員となられた方には、国や県からの調査員募集について優先的にご案内しますが、統計調査への従事は強制ではありませんので、可能な範囲でご協力いただければ結構です。

町統計調査員協議会への入会をご希望の方は、担当職員による簡単な面接や統計調査業務についての説明を行いますので、お気軽に町総務課までご連絡ください。

- 募集対象
鏡石町内在住の概ね25歳～60歳の方で、統計調査に理解と関心のある方

施設園芸農家支援事業補助金について

☎ 産業課 ☎ 62-2118

町では、新型コロナウイルス感染症などにより、原油価格が高騰していることから、きゅうりやいちごなど、冬季にビニールハウス栽培に使用する燃料の補助を行います。補助対象は、令和3年11月1日から令和4年4月30日までに使用した灯油及びA重油の購入量に対するものです。

- 交付対象者
町内に住所を有する園芸農作物を出荷することを目的に栽培している農業者
- 助成額
①A重油：17円/ℓ ②灯油：14円/ℓ
(上限10万円、100円未満切捨て)
- 申請期限 11月30日(水)
- 申請に必要なもの
交付申請書(産業課備え付け)、燃料購入数量が分かるもの(納品書など)、印鑑、通帳

若者定住促進奨学金返還支援事業について

☎ 総務課 ☎ 62-2117

将来を担う若者の定住を促進するため、町内に定住し、町内の企業等に就業している方を対象に奨学金の返還を支援します。

- 補助額 年間上限10万円
- 補助対象 次の条件を全て満たす方
- ①大学等を卒業または修了し、在学期間中に奨学金の貸与を受けていて、その返還を滞滞なく行っていること
- ②町内事業所等に正規雇用により就業していること
※勤務先が町外であっても町内に支店や営業所がある場合も対象となります。
- ③補助金の交付を申請する初年度の末日時点における年齢が30歳未満であること
- ④奨学金の返済に際し、他からの助成を受けていないこと
- ⑤町税等の滞納がないこと
- 申請期間 11月末日まで

国民年金についてのお知らせ

☎ 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434
税務町民課 ☎ 62-2112

- ①20歳になったら国民年金に加入!
国民年金への加入は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に法律で義務付けられています。将来、年金を受給するためには、原則10年(120月)以上の年金加入期間(保険料を納めた期間+免除を受けた期間)が必要となります。就職や退職をした場合は、国民健康保険の加入・喪失と併せて国民年金加入の届け出をしましょう。就職をした方は新しい保険証、会社等を退職した方や扶養から外れた方は、健康保険資格喪失証明書等を持参し手続きをしてください。
- ②国民年金保険料免除が必要な方へ
令和4年度の国民年金保険料の金額は、月々16,590円です。保険料の納付が経済的に困難な場合は、免除申請が可能です。学生は納付猶予の対象ですので、学生証や在学証明書を添付して申請してください。退職による申請においては、離職票等の添付書類が必要です。

また、令和2年2月より、新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な場合にも申請が可能となりました。なお、10年以内であれば追納が可能ですのでご相談ください。さらに、令和4年5月からマイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルを利用してスマートフォンやパソコンから免除申請が出来るようになりました。申請後に審査結果もご自身で確認できますので、ぜひご利用ください。

- ③年金手帳から基礎年金番号通知書へ切替開始!
令和4年4月1日以降に初めて年金制度に加入される方は、年金手帳の代わりに基礎年金番号通知書が交付されます。年金手帳を既にお持ちの方は引き続き基礎年金番号を証明する書類としてご利用できますので、大切に保管してください。また、年金手帳を紛失された場合、これからは基礎年金番号通知書を交付することになります。役場の窓口で申請可能ですので、ご希望の際はご相談ください。



福島県からのお知らせ 10月は「不正軽油撲滅強化月間」です

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して不正軽油の排除に取り組んでいます。軽油に課税される軽油取引税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または県中地方振興局県税部までご連絡ください。

- 県庁税務課 ☎ 024-521-7205
- 県中地方振興局県税部 ☎ 024-935-1264